



町民交流ワールドカフェの開催について

～町長が参加し、町の将来像について町民の方と直接対話・交流します～

第6次鳩山町総合計画のめざす将来像の実現のために、鳩山町に対する思いや将来の鳩山町のありたい姿について、ワールドカフェ形式で意見交換を実施します。町長も参加し、町民の方と直接対話・交流します。カフェのようなリラックスした空間で、まちづくりについて話してみませんか。

皆さまのご参加をお待ちしています。

■ワールドカフェとは

ワールドカフェは、飲み物を持参いただき、くつろぎながら少人数で対話します。

問題を解決したり結論を出すことが目的ではなく、お互いの思いや背景について相互理解を深め、カフェのような雰囲気の中から新たな気づきを創出する場です。相手の意見を聞きやすく、自分の意見もいいやすいのが特徴です。

ファシリテーター（進行役）が議論の進行をサポートします。

■参加費 無料

■参加対象 町内に在住・在勤・在学の方

■申込 2月2日（月）～3月11日（水）

以下のいずれかの方法でお申し込みください。

①インターネット 二次元コードから

②電話 役場政策財政課

☎ 296-1212



▲詳細はこちらから



▲申込はこちらから

開催日時	会場	テーマ
3月15日（日） 午前10時～11時30分 （受付開始：午前9時30分）	今宿コミュニティセンター 集会ホール	鳩山町の子育て支援、 学校教育について
3月15日（日） 午後1時～2時30分 （受付開始：午後0時30分）	泉井交流体験エリア 交流ホール	
3月17日（火） 午前10時～11時30分 （受付開始：午前9時30分）	鳩山町ふれあいセンター 301～304会議室	鳩山町の防災・防犯に強い まちづくりについて

町教育委員会事務局

令和8年会計年度任用職員を追加募集します



令和8年度の会計年度任用職員を追加募集します。

会計年度任用職員とは、1会計年度内（4月1日～翌年3月31日）を任期として勤務していただく非常勤の職員です。

勤務内容の詳細な情報は、町ホームページ掲載の募集案内をご確認ください。

■募集職種・人数 特別支援教育支援員、校務員・給食配膳員（各若干名）

■任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

■選考方法 書類選考、面接

■申込期間 3月2日（月）～3月13日（金）

※申込期間中であっても、採用者が決定次第、募集を締め切る場合があります。

■申込方法 申込書（町所定の様式をホームページからダウンロード）を郵送、またはお持ちください。

※事前に申込状況をお問合せのうえ、お申込みください。

■申込・問合せ 町教育委員会事務局 ☎227-6705

Topics

トピックス

物価高対策 物価高騰対策生活支援ギフトカードを配付します

町では、食料等の価格高騰により家計への負担が増している状況を踏まえ、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、消費の下支え等を通じた生活者支援を図ることを目的に、全町民を対象としてギフトカードを配付します。

※詳細につきましては、決定次第ホームページ等で周知いたします。

■支給対象

令和8年1月1日時点で鳩山町住民基本台帳に住民登録されている方

■配付内容

8,000円のプリペイド型ギフトカード（Visaギフトカード/1人1枚）

※申請手続は不要。

■配付方法

住民基本台帳の住所に世帯ごとに郵送（予定）

■配付時期

令和8年4月（予定）※ギフトカードの調達状況によって配付の時期が遅れる場合があります。

■問合せ 役場政策財政課 ☎296-1212



無作為抽出型公募による 鳩山町都市計画審議会委員の募集について

「鳩山町都市計画審議会」は、町長の諮問に応じ、町の都市計画に関して必要な調査及び審議を行う組織です。審議会委員の任期満了に伴う改選にあたり、町民の皆さんから広く意見を伺うため、公募委員を無作為抽出により募集します。

令和8年2月1日現在で住民基本台帳に記載のある18歳以上の方の中から、無作為に抽出した100人へ「鳩山町都市計画審議会公募委員」への応募に必要な書類を3月上旬に郵送します。お手元へ書類が届いた方は、ご一読いただきまして、3月19日（木）までに応募をお願い

します。

■任期 令和8年4月1日～令和10年3月31日

■審議会の開催回数 年2回程度（ただし、審議案件により開催しない場合あり。）

■募集人数 2人

■報酬 会議参加1回につき6,000円

■申込先 役場まちづくり推進課または役場東出張所（郵送による申込も可。ただし、期限内に必着。）

■問合せ 役場まちづくり推進課 ☎296-5893

上熊井農産物直売所（ちよっくま）の指定管理者の変更について



上熊井農産物直売所（ちよっくま）では、令和8年4月1日から、新しい指定管理者である株式会社書拓（川越市）による運営を開始します。

この運営変更の準備のため、3月から4月にかけて、施設の臨時休館や、販売エリアの縮小などを行う場合があります。

臨時休館等に関する情報につきましては、町ホームページ等で随時お知らせします。

施設利用者の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

■問合せ 役場産業振興課 ☎296-5895



小型特殊自動車には 課税標識（ナンバープレート）が必要です

農業や建設業などで使われる小型特殊自動車は、課税標識（ナンバープレート）の取得と軽自動車税（種別割）の納付が必要です。小型特殊自動車には、農耕作業用とその他（農耕作業用以外）の2種類あります。

※構内作業や田畑でしか使用せず、公道を走らない車両でも課税対象となります。

※車両を所有していれば、使用していなくても課税対象となります。

※下記の表の要件に該当しない車両は「大型特殊車両」となり、固定資産税（償却資産）の課税対象となります。軽自動車税（種別割）や自動車税（種別割）が課税されている車両は、固定資産税（償却資産）の課税対象とはなりません。

該当する車両を取得した場合、または現在未申告となっている車両を所有している場合は、速やかに軽自動車税（種別割）の申告手続きを行い、課税標識（ナンバープレ

ト）の交付を受けてください。

所有者の変更や車両の買替え、廃車をした場合も届出が必要です。

※未申告車両の場合、最大5年間遡って課税となる場合があります。

■手続に必要なもの

- ・販売証明書または廃車証明書（譲渡証明書）
- ・本人確認書類

※軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の車両の所有者に対して課税されます。申告した際に、課税標識（ナンバープレート）が交付されますが、これは課税物件であることを表す標識であって、課税標識（ナンバープレート）の交付を受けていても、道路運送車両法の保安基準を満たしていなければ公道を走ることはできません。

■問合せ 役場税務会計課 ☎ 296-5892

小型特殊自動車	
農耕作業用	その他（農耕作業用以外）
トラクター、コンバイン、田植機、薬剤散布車など（車体の大きさや排気量の制限はありません。） ・最高速度 35km/h 未満 ・乗用装置のあるもの	フォークリフト、ショベルローダー（ホイールローダー）、キャタピラを有する運搬車など（排気量の制限はありません。） ・長さ 4.7m 以下 ・幅 1.7m 以下 ・高さ 2.8m 以下 ・最高速度 15km/h 以下
税額 年 2,400 円 / 台	税額 年 5,900 円 / 台



ウォーターサーバーの実証実験を行っています！

町では、プラスチックごみの削減と温暖化対策として、次の2箇所にマイボトル（水筒）対応型のウォーターサーバーを設置しています。

マイボトル（水筒）を持参していただき右記に設置した給水機で常温の給水をしていただくものです。マイボトルの利用促進にご協力をお願いいたします。

■設置場所 役場1階 給湯室付近、鳩山町コミュニティ・マルシェ まちおこしカフェ付近

■利用時間 開庁時間内

（役場：午前8時30分から午後5時15分、鳩山町コミュニティ・マルシェ：午前9時から午後5時）

■問合せ 役場地域創生環境課 ☎ 296-5894

届け出られにより
保険料が納付できず
「年金が受け取れない」
とならないために！

就職や結婚などにより加入の種別が変わったら 国民年金の届け出をお忘れなく

20歳から60歳になるまでの40年間は、すべての人が国民年金に加入します。職業などにより加入種別は、【第1号被保険者（自営業者など）】・【第2号被保険者（会社員・公務員）】・【第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）】の3つに分かれます。

就職や結婚などにより加入の種別が変わるときは、届出が必要です。

■問合せ

役場町民健康課 ☎ 296-5891

または川越年金事務所 ☎ 049-242-2657

○国民年金へ加入・変更するとき

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする	第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする（被扶養配偶者であった方も同様）	市町村（役場町民健康課）
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の届出をする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市町村（役場町民健康課）
配偶者が会社を変えたとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先

※届出の内容により、届出先が異なります。また、届出の際には国民年金手帳または基礎年金番号通知書等の添付書類が必要になりますので、事前にご確認ください。

届出は、異動が
あってから14日以内
にお願いします

就職などで健康保険が変わったら 国民健康保険の届け出をお忘れなく

「就職で国民健康保険から職場の健康保険に加入した」、「退職で職場の健康保険をやめた」など、国民健康保険の内容に変更等が生じたときは、町役場へ届出が必

要です。加入・喪失の届け出忘れがないか、今一度ご確認ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

○届出が必要になる場合

こんなとき	手続きに必要なもの	※住所・世帯主・氏名などの資格確認書等に記載する内容が変わったとき、資格確認書等をなくしたとき・破損したとき、修学のために他の市区町村に転出したとき、施設入所のために他の市区町村に転出したときも届出が必要です。必要書類など詳細は、役場町民健康課までお問い合わせください。
国保に加入するとき 職場の健康保険をやめたとき 扶養家族でなくなったとき 他の市区町村から転入したとき 国保加入者に子どもが生まれたとき 生活保護を受けなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書・退職証明書・離職票など喪失日が記載された書類 特になし 資格確認書等、母子健康手帳 保護廃止決定（変更）通知書	
国保をやめるとき 職場の健康保険に加入したとき 扶養家族になったとき 他の市区町村に転出するとき 死亡したとき 生活保護を受けるようになったとき	国保の資格確認書等、加入した職場の資格確認書等 資格確認書等 資格確認書等 資格確認書等、保護開始決定（変更）通知書	



新生活の前に図書館へ！

4月から新しい生活を始める方も多いのではないのでしょうか。

新生活のために情報を集めておきたい、知っておきたい。そんなときはぜひ町立図書館へお越しください。図書館の資料を使って、調べもののお手伝いをします。

片付けや大掃除の際に返却期限を過ぎている図書館の資料を見つけた時は、お早めにご返却ください。

- ・本や雑誌→図書館返却カウンターまたはブックポスト
- ・CDやDVD→図書館返却カウンター

■問合せ 町立図書館 ☎296-5660

ごみの減量及びごみ集積所の適正な利用の協力について（お願い）

町では周辺の市町（鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町）と共同で、ごみの処理を行なっています。埼玉西部環境保全組合の報告では、令和6年度に処理を行った鳩山町の燃やせるごみの量は約3,240t（令和5年度約3,262t）、及び燃やせないごみの量は約221t（令和5年度約234t）と前年度より減少していますが、構成市町の中では依然高い数量となっています。

日常生活の中で REFUSE（リフューズ：やめる）REDUCE（リデュース：減らす）REUSE（リユース：再使用）RECYCLE（リサイクル：再利用）を考えていただき、資源循環型のまちづくりにご協力をお願いします。

また、ごみ集積所の利用にあたりまして、地域の皆さまには適正にご利用いただいているところですが、分別ができていない、指定日が守られていない、事業系ごみが出されているなど、不適正な利用も見受けられます。

ごみ集積所の利用は、隣接地の方や清掃当番の方などのご理解とご協力によって成り立っています。ごみの排出にあたりましては、分別や指定日、事業系ごみの適正処分等を守っていただきますようお願いいたします。

■問合せ 役場地域創生環境課 ☎296-5894

レポ 町長と一緒に給食タイムを実施しています！

町では、小川町長が子どもたちと給食をともにしながら対話を行う「はい、いただきます！町長と一緒に給食タイム」を実施しています。本事業は、給食の現場を体験しつつ、子どもたちの声を直接聴くことで、行政・学校・児童生徒の相互理解を深め、今後の施策に活かすことを目的としています。

今宿小学校では1月21日（水）から3月10日（火）までに全9回、亀井小学校では2月5日（木）



◀今宿小学校 6年生
（1月21日（水））



◀亀井小学校 1年生
（2月5日（木））

から2月16日（月）までに全5回の予定です。

町長が子どもたちと同じ給食を味わいながら、学校生活の様子や好きな給食、まちづくりについて等、和やかな雰囲気の中で会話を交わしました。

町では、今回の子どもたちとの交流で寄せられた意見や感想も踏まえ、給食の質の改善に向けた検討を進めてまいりたいと考えています。



税金のお支払いは、便利な口座振替で

町税の納付方法については原則口座振替をお願いしています。口座振替による納税は、指定した口座から納期限ごとに自動的に引き落としとして納税する便利な制度です。納期限を過ぎてしまうことがないように、口座振替をご利用ください。

口座振替できる金融機関

埼玉りそな銀行（★）・りそな銀行・みずほ銀行・三井住友銀行・武蔵野銀行（★）・東和銀行・埼玉縣信用金庫（★）・飯能信用金庫・中央労働金庫・埼玉中央農業協同組合（★）・ゆうちょ銀行（郵便局）（★）

■申込方法 役場税務会計課窓口または、東出張所窓

口にて、「口座振替依頼書」にて申し込みができます。※（★）印のある金融機関においては、キャッシュカードと本人確認書類のみで口座申込みが可能です。※キャッシュカードは、基本ATMから入出金ができるカードであれば可能です。

（★）印がついていない金融機関をご利用の場合は、通帳と届出印をご持参ください。また、口座振替の手続きには1ヶ月程度かかります。余裕をもってお申込みください。

■問合せ 役場税務会計課 ☎296-5892



鳩山町公式 LINE にご登録ください

鳩山町の公式アカウントを「友だち追加」すると、町公式ホームページと連動したイベント情報や、子育て関連情報などが自動的に配信されます。

この機会にぜひ、「友だち追加」をし、

町公式 LINE を利用してみてください。

※鳩山町公式 LINE からの個別のお問い合わせは受付けておりません。あらかじめご了承ください。

■問合せ 役場政策財政課 ☎296-1212

友だち登録方法

下記の二次元コードを読み取り、登録ください。

二次元コードが読み込めないときは、LINE アプリを開き、ホーム画面上部の検索欄に「鳩山町」と入力し、「公式アカウント」の検索結果から追加してください。



マイナンバーカード取得と電子証明書に関する手続き受付中！

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、マイナンバーカードや電子証明書に関する手続きを行っています。

お手続きには事前予約が必要です。ご希望の方は、臨時開庁予定日の4日前までに町民健康課へお電話で予約をお願いします。ご予約の際には、ご希望の時間帯（午前中のみ）とお手続き内容をお伝えください。

正面玄関が閉まっておりますので、来庁時には職

員通用口（正面玄関向かって右側）からお入りください。

◆3月～5月 休日臨時開庁日

■日時 3月7日（土）、4月12日（日）、5月16日（土）午前9時～正午

■問合せ 役場町民健康課 ☎296-5891

※予約があった日（予約のあった時間帯）のみ開庁します。原則として、当日受付は行っておりませんので、ご注意ください。